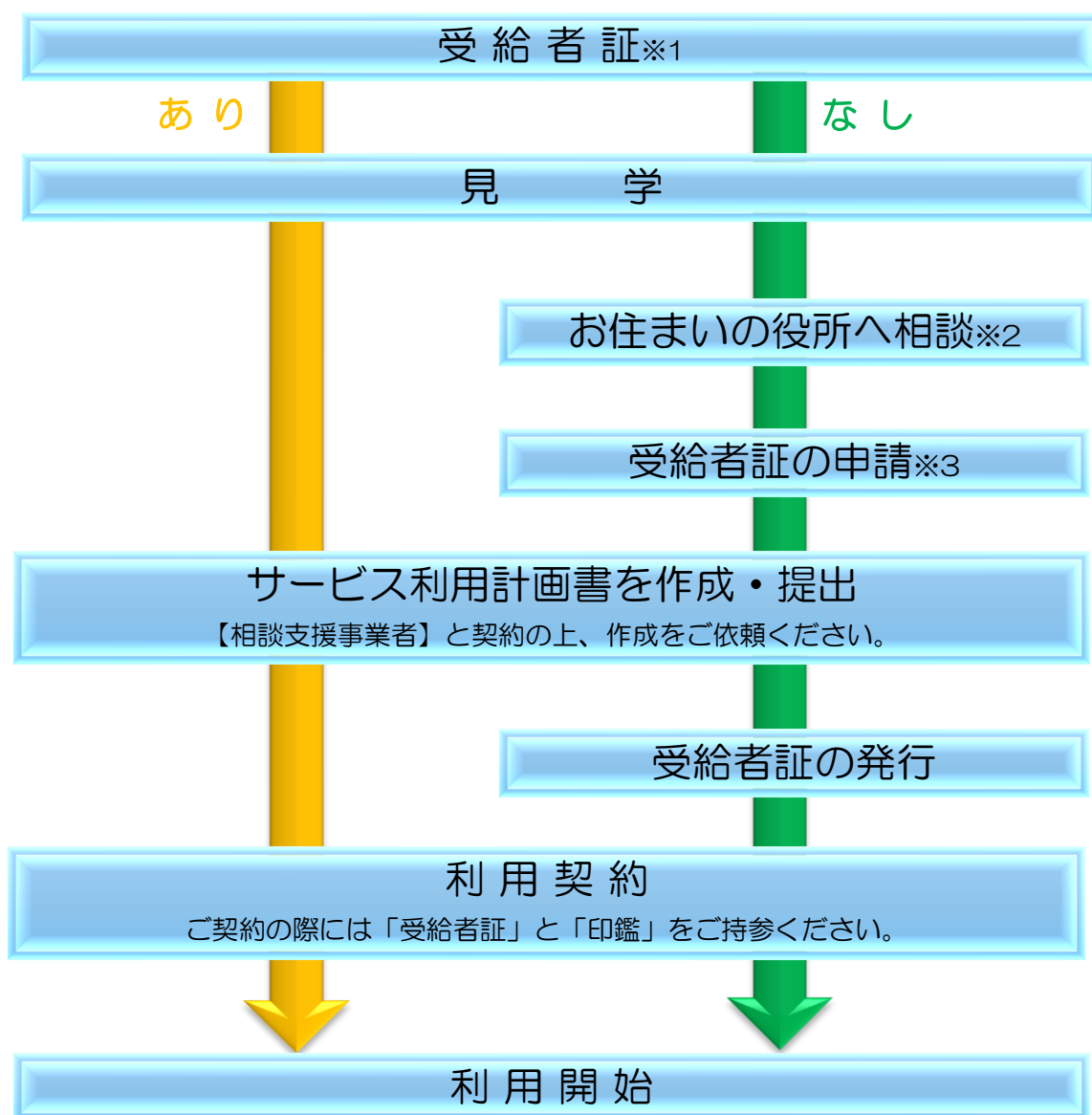




※1 児童発達支援・保育所等訪問の利用に際して、【通所受給者証】が必要となります。

※2 加古川市におけるサービス利用までの流れは[こちら](#)

稲美町におけるサービス利用までの流れは[こちら](#)

※3 受給者証の申請にあたって、療育手帳等を所持していない場合は医師意見書が必要となります。かかりつけ医もしくは発達外来を受診し、意見書の作成をご依頼ください。